

**その他
過去14日間に受けた特別
な医療について**

P146~154

😊 特別な医療とは

- 医師、または医師の指示に基づき看護師等によって実施される医療行為に限定される
- サービスを提供する機関の種類や医師の指示が、14日以内に行われているかどうかは問わない

- ・ **継続的に行われているもののみ**が対象で、急性疾患への一時的な対応は含まない
- ・ 調査時点で医師の診断により**処置が終了、完治している**場合は、過去14日間に処置をしていても継続して行われていないため該当しない

- 「特別な医療」が定義に即して実施されていることを、介護認定審査会委員が検討できるように、「**実施頻度／継続性**」「**実施者**」「**当該医療行為を必要とする理由**」について、特記事項に記載することになっているので、ここを選択したら必ず特記事項に記載が必要となる。

1 点滴の管理

P147

- ・点滴の管理とは
医師の指示に基づき、過去14日以内に
看護師等によって実施された行為のみとする。

調査上の留意点

- ・ **点滴の針が留置**されているが、現在点滴は行われていない場合であっても、必要に応じて点滴を開始できる体制にあれば該当する。
- ・ 「8. 疼痛の看護」で点滴が用いられ、この項目の定義に従って管理が行われている場合は、「1. 点滴の管理」と「8. 疼痛の看護」の両方に該当する。

2 中心静脈栄養

P148

- ・中心静脈栄養とは
医師の指示に基づき、過去14日以内に看護師等によって実施された行為のみとする。

3 透析

P148

- ・透析とは
医師の指示に基づき、過去14日以内に看護師等によって実施された行為のみとする。

4 ストーマ(人工肛門)の処置

P149

- ・ストーマ(人工肛門)の処置とは
医師の指示に基づき、過去14日以内に看護師等によって実施された行為のみとする。

5 酸素療法

P149

- ・酸素療法とは
医師の指示に基づき、過去14日以内に看護師等によって実施された行為のみとする

6 レスピレーター（人工呼吸器）

P150

- ・レスピレーター（人工呼吸器）とは
医師の指示に基づき、過去14日以内に看護師等によって実施された行為のみとする。

7 気管切開の処置

P151

- ・気管切開の処置とは
医師の指示に基づき、過去14日以内に看護師等によって実施された行為のみとする。

8 疼痛の看護

P151

- ・疼痛の看護とは
医師の指示に基づき、過去14日以内に看護師等によって実施された行為のみとする。

間違いやすい選択

- ・整形外科医の指示で、理学療法士の行う痛みのための電気治療は**該当しない**
- ・一般的な腰痛、関節痛などの痛み止めの注射や湿布、さする、マッサージ、声かけは**該当しない**
- ・痛み止めの内服治療は**該当しない**

9 経管栄養

P152

- ・経管栄養とは
医師の指示に基づき、過去14日以内に看護師等によって実施された行為のみとする。

10 モニター測定 (血圧、心拍、酸素飽和度等)

P153

- ・モニター測定とは
医師の指示に基づき、過去14日以内に看護師等によって実施された行為のみとする。

11 じょくそうの処置

P153

- ・じょくそうの処置とは
医師の指示に基づき、過去14日以内に看護師等によって実施された行為のみとする。

12 カテーテル(コンドームカテーテル、留置カテーテル、ウロストーマ等)

P154

- ・カテーテルとは
医師の指示に基づき、過去14日以内に看護師等によって実施された行為のみとする。

< 依頼事項 >

1 がん末期の方の認定調査について

どの時期に調査を行ったかで一次判定にだいぶ違いがでるため、**認定調査を行った時がどの時期なのか、具合が悪い時は、どの辺まで調査項目ができなくなるのか等**を丁寧に聞き取り、その状況を特記事項に記載して情報提供をすれば、介護認定審査会では大変参考になる

2 特記事項を記載する時の約束事項

介護認定審査会で見落としとしてもらいたくない特記事項、特に、認定調査員が、
選択に迷った時には、**文章の書き出しに
「●」をつける**

3 基本調査の定義と疑義について

認定調査員からの質問で多いものが、調査項目の選択基準に関するもの

- ・申請者を直接見ているのは調査員自身であること
 - ・「要介護認定テキスト」と「Q&A」以外に定めがない
- 県は、個別の疑義への対応は示さない

※調査後の選択肢をどれにするかで悩んだ 場合

悩むことに時間をさくより、悩んだ状況について特記事項に記載し、**介護認定審査会の判断を仰ぐ**ということを基本にする。